

この度は、「領域別既出問題集〔改訂第13版〕法規・制度・倫理」をご購入いただき、誠に有難うございます。

本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。

ご迷惑をお掛け致しまして申し訳ございませんが、何卒宜しくお願い申し上げます。

薬学ゼミナール編集 領域別既出問題集〔改訂第13版〕法規・制度・倫理 補足及び訂正一覧表

	訂正前	訂正後
P308 問 171 解説 選択肢 2 2 行目	…… <u>前年度に</u> 救済給付の原因……	……救済給付の原因……
P347 問 194 解説 1	……。併用することにより、 <u>セレギリン塩酸塩がアミトリプチリンの代謝を阻害し、また、活性アミンのシナプス内への取込みが阻害されることにより、発汗、不穏、全身痙攣、異常高熱、昏睡等が現れることがある。</u>	削除

下記は、2024年10月のヘルシンキ宣言 ヘルシンキ改訂の和訳に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P16 表 ヘルシンキ宣言	……「人間を対象とする医学研究の倫理的原則」……	……「 <u>人間の参加者を</u> 含む医学研究のための倫理的原則」……
P23 問 16 解説 3	……被験者の権利・福利の優先や……	…… <u>研究参加者の権利・利益</u> の優先や……
P28 問 19 解説 1	……(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)は、……インフォームド・コンセントなど患者側の……	……(人間の参加者を <u>含む</u> 医学研究のための倫理的原則)は、……インフォームド・コンセントなど <u>研究参加者</u> 側の……
P30 表 ヘルシンキ宣言	……「人間を対象とする医学研究の倫理的原則」……	……「 <u>人間の参加者を</u> 含む医学研究のための倫理的原則」……
P31 問 20 解説	……「人間を対象とする医学研究の倫理的原則」……	……「 <u>人間の参加者を</u> 含む医学研究のための倫理的原則」……
P32 問 21 問題文	……「人間を対象とする医学研究の倫理的原則」…… (107 回問 79 出題)	……「 <u>人間の参加者を</u> 含む医学研究のための倫理的原則」…… (107 回問 79 出題一部改変)
P32 問 21 解説 2	……(人間を対象とする医学研究の倫理的原則)は、……	……(人間の参加者を <u>含む</u> 医学研究のための倫理的原則)は、……
P33 問 22 問題文	1 人間を対象とする医学研究において、…… 3 人間を対象とする医学研究は、…… (104 回問 150 出題)	1 <u>人間の参加者を</u> 含む医学研究において、…… 3 <u>人間の参加者を</u> 含む医学研究は、…… (104 回問 150 出題一部改変)

P33 問22 解説	<p>1 ……被験者の権利……</p> <p>2 ……人間を対象とする医学研究は、その目的の重要性が被験者の……</p> <p>3 患者あるいは健康なボランティアを対象とする研究は、能力と十分な資格を……必要とする。<u>治療上のリスクを十分管理できるとの確信をもてない限り、医師は人間を対象とする研究に関与してはならない。</u></p> <p>4 ……資金提供、スポンサー、研究組織との関わり、起こりうる利益相反、被験者に対する報奨並びに研究参加の結果として損害を受けた被験者の……</p> <p>5 ……能力がないと思われる被験者候補の場合には、……できる限り被験者候補本人の賛意を……</p>	<p>1 ……<u>研究参加者の権利</u>……</p> <p>2 ……<u>人間の参加者を含む医学研究</u>は、その目的の重要性が<u>研究参加者の</u>……</p> <p>3 <u>人間の参加者を含む医学研究は、有能で適切な資格を……必要とする。</u></p> <p>4 ……<u>資金源、起こりうる利益相反、参加者に対する報奨並びに研究参加の結果として損害を受けた参加者の</u>……</p> <p>5 ……<u>能力がないと思われる参加候補者の場合には、……できる限り参加候補者の賛意を</u>……</p>
------------	--	--

下記は、2025年8月29日「高血圧管理・治療ガイドライン 2025」発行に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P68 問47 選択肢4	降圧目標は、年齢や合併症の有無に応じて決められる。	降圧目標は、年齢や合併症の有無にかかわらず、 <u>診察室血圧、家庭血圧の目標が設定されている。</u>
P69 問47 解説4	降圧目標は、年齢や合併症の有無などを考慮して決められる。	降圧目標は、年齢や合併症の有無にかかわらず、 <u>診察室血圧、家庭血圧の目標が設定されている。</u>
P69 問47 解説5	高血圧治療ガイドラインにおいて、……	<u>高血圧管理・治療ガイドライン</u> において、……

下記は、2026年4～6月の各種法令(医療法、医薬品医療機器等法、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等)の改正及び調剤報酬の改定に伴う追補となります。

	訂正前	訂正後
P13 問 8 選択肢 4	感染症定期報告制度	感染症評価報告制度
P13 問 8 解説	……感染症定期報告制度等の……	……感染症評価報告制度等の……
P213 問 121 解説 2	……希少疾病用医薬品等では最長 10 年間とされている。	……希少疾病用医薬品等では原則 10 年間とされている。
P218 問 124 解説表<副作用・感染症報告制度>見出し	企業報告制度(副作用の報告) 感染症報告制度(感染症の報告)	企業報告制度
P243 問 135 選択肢 1	薬剤師に、対面により……	薬剤師に、対面等により……
P243 問 135 解説表 情報提供及び指導の方法	対面(テレビ電話等を含む。)にて、……	対面等(テレビ電話等を含む。)にて、……
P247 問 138 解説	……かかりつけ薬剤師は患者が指名し、同意をとることで成立する。……	……その後、「かかりつけ薬剤師指導料」は 2026 年(令和 8 年)6 月に服薬管理指導料に統合されている。……
P250 問 141 解説表<医薬品の分類>	—	要指導医薬品 特定要指導医薬品
P252 問 143 選択肢 3	この医薬品は、インターネットでも購入可能であると説明した。	この医薬品は、インターネットでは購入可能できないと説明した。
P252 問 143 解説 3	要指導医薬品を特定販売(インターネット販売等)することはできない。……一般用医薬品及び……	要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)は、特定販売(インターネット販売等)することができる。……要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)、一般用医薬品及び……
P255 問 145 解説 2 図<医薬品の分類>	—	要指導医薬品 特定要指導医薬品
P258 問 147 解説 5	……一般用医薬品及び……	……要指導医薬品(特定要指導医薬品を除く。)、一般用医薬品及び……
P261 問 149	……2 つ選べ。	……1 つ選べ。
P261 問 149 選択肢 1	……濫用等のおそれのある医薬品を……	……指定濫用防止医薬品を……
P261 問 149 選択肢 4	原則として一人一包装単位での販売となる。	一人一包装単位での販売となる。

P262 問 149 解説	……「 <u>濫用等のおそれのある医薬品</u> 」に指定される。	……「 <u>指定濫用防止医薬品</u> 」に指定される。
P262 問 149 解説 1	……濫用等のおそれのある医薬品に該当する。濫用等のおそれのある医薬品である場合、……	…… <u>指定濫用防止医薬品</u> に該当する。 <u>指定濫用防止医薬品</u> である場合、……
P262 問 149 解説 2	……特定販売ができる医薬品は、 <u>一般用医薬品</u> と……	……特定販売ができる医薬品は、 <u>要指導医薬品</u> （ <u>特定要指導医薬品</u> を除く。）、 <u>一般用医薬品</u> と……
P262 問 149 解説 4	適切 <u>濫用等のおそれのある医薬品</u> を販売する場合、原則として 1 人 1 包装での販売となる。	4 <u>不適切 購入者が 18 歳以上の者であれば、複数個購入することができる。</u> <u>この場合、複数個購入する理由を確認するとともに、適正な使用が確保できることを確認する必要がある。</u>
P262 問 149 解答	1、4	1
P262 問 149 Lecture	〈 <u>濫用等のおそれのある医薬品として指定される成分</u> 〉 エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、 <u>ブロモバレリル尿素</u> 、 <u>プソイドエフェドリン</u> 、 <u>メチルエフェドリン</u>	〈 <u>指定濫用防止医薬品として指定される成分</u> 〉 エフェドリン、コデイン、ジヒドロコデイン、 <u>ブロモバレリル尿素</u> 、 <u>プソイドエフェドリン</u> 、 <u>メチルエフェドリン</u> 、 <u>ジフェンヒドラミン</u> 、 <u>デキストロメトルファン</u>
P263 問 150 選択肢 1	<u>キ以外のものについては、特定販売可能</u> である。	<u>キは、特定販売できない。</u>
P267 問 152-153	……濫用等のおそれのある医薬品に該当する。	…… <u>指定濫用防止医薬品</u> に該当する。
P269 問 153 解説 1	……濫用等のおそれのある医薬品に該当する。濫用等のおそれのある医薬品を……販売となる。	…… <u>指定濫用防止医薬品</u> に該当する。 <u>指定濫用防止医薬品</u> を……販売となる。 <u>なお、購入者が 18 歳以上の者であって、複数個購入しようとする場合には、その理由を確認するとともに、適正な使用が確保できることを確認する必要がある。</u>
P269 問 153 解説 4	濫用等のおそれのある医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合には……	<u>指定濫用防止医薬品</u> を購入し、又は譲り受けようとする者が <u>18 歳未満の者</u> である場合には……
P296 問 166 選択肢 4	……製薬企業に <u>感染症定期報告</u> を……	……製薬企業に <u>感染症評価報告</u> を… …
P297 問 166 解説 4	……その成果を <u>定期的に</u> 厚生労働大臣に……この制度を <u>感染症定期報告</u> という。……	……その成果を厚生労働大臣に……この制度を <u>感染症評価報告</u> という。……
P414 問 226 解説 1	保険薬局は、 <u>保険医療機関</u> と……	保険薬局は、 <u>保険医療機関・オンライン診療受診施設</u> と……
P414 問 226 解説 2	保険薬局は、 <u>保険医療機関</u> と……	保険薬局は、 <u>保険医療機関・オンライン診療受診施設</u> と……

P475 問 258	<p>医療保険制度上、後発医薬品の……</p> <p>2 薬剤師に対し、患者へ後発医薬品に関する……患者が後発医薬品について……</p> <p>4 後発医薬品の……</p>	<p>医療保険制度上、後発医薬品又はバイオ後続品の……</p> <p>2 薬剤師に対し、患者へ後発医薬品又はバイオ後続品に関する……患者が後発医薬品又はバイオ後続品について……</p> <p>4 <u>バイオ後続品の……</u></p>
P476 問 258 解説	<p>2 ……後発医薬品への……後発医薬品に関する……</p> <p>4 保険薬局における後発医薬品の調剤数量実績に対する調剤報酬として、後発医薬品調剤体制加算がある。後発医薬品調剤体制加算は、直近 3 ヶ月における後発医薬品の調剤数量割合に応じて、調剤基本料に加算されるものである。</p>	<p>2 ……後発医薬品又はバイオ後続品への……後発医薬品又はバイオ後続品に関する……</p> <p>4 保険薬局における<u>バイオ後続品の使用促進に関する調剤報酬として、2026年(令和8年)の改定でバイオ後続品調剤体制加算が設けられた。</u></p>